

令和 7 年度伊是名村生活支援クーポン券交付実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 19 日

伊是名村長 奥間 守

伊是名村告示第 号

## 令和 7 年度伊是名村生活支援クーポン券交付実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響で家計の負担が増加している村民の生活を支援するため、伊是名村（以下「村」という。）が伊是名村生活支援クーポン券（以下「生活支援クーポン券」という。）を交付し、家計の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 令和 7 年 8 月 1 日をいう。
- (2) 生活支援クーポン券 村が発行する 1 セット（1,000 円券 10 枚綴り）10,000 円分の券をいう。
- (3) 特定取引 生活支援クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 取扱店 村内において特定取引を行い、受け取った生活支援クーポン券の換金を請求することができる事業者として、村に登録されたものをいう。

(生活支援クーポン券の交付等)

第 3 条 村長は、基準日において村の住民基本台帳に記録されている世帯（以下「交付対象世帯」という。）に対して、生活支援クーポン券の申込書（以下「申込書」という。）を郵送により配布する。

- 2 申込書の配布を受けた交付対象者は、村長が別に定める生活支援クーポン券の交付場所（以下「交付場所」という。）において、申込書と交換することにより、生活支援クーポン券の交付を受けることができる。この場合、交付場所において、別に定める方法により本人確認を行うものとする。
- 3 生活支援クーポン券の交付期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日の間とす

る。

- 4 生活支援クーポン券の使用期限は、令和 7 年 12 月 31 日までとし、使用期間を過ぎると、生活支援クーポン券は使用できないものとする。

（代理人による交付）

第 4 条 交付対象者により委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、交付対象者に代わり生活支援クーポン券の交付を受けることができる。この場合は、交付対象者が代理人に委任していることがわかる委任状に加え、代理人について前条第 2 項に準じた本人確認を行うものとする。

- 2 前項に規定する代理人として交付を受けることができる者は、原則として次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 基準日において交付対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人又は代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）
- (3) 親族その他の平素から交付対象者の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認めるもの

- 3 村長は、代理人が前項第 1 号の者にあつては住民基本台帳により、また、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、村長が別に定める方法により代理権を確認するものとする。

（生活支援クーポン券の利用方法等）

第 5 条 生活支援クーポン券は、生活支援クーポン券所有者と取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、生活支援クーポン券の額面に満たない特定取引を行った場合においては、つり銭を受けることができない。

- 2 生活支援クーポン券は、交換、譲渡及び売買を行ってはならないものとする。
- 3 生活支援クーポン券は、交付された対象者又はその代理人に限り使用することができる。
- 4 生活支援クーポン券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 現金への換金及び金融機関への預け入れ
- (2) 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料金等の不動産に係る支払い
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手又はプリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 出資又は債務、国又は地方公共団体への支払い
- (5) 特定の宗教団体、政治団体及び反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) その他村長が不相当と認めるもの

（取扱店の登録資格等）

第 6 条 取扱店として登録できるものは、村内に事業所があり、一般消費者にその便益を与

えられる商業、製造業、サービス業等の事業者及び伊是名村商工会会員を対象とする。

2 前項に掲げるもののうち、次に該当する者は、取扱店の対象から除外する。

- (1) 村による公営企業サービス
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- (3) 村税等や村が徴収する各種料金において滞納がみられる事業者（法人にあっては会社及び代表者）
- (4) 各事業の開業及び存続のために法令で義務付けられている各種届出や許認可取得が完了していない事業者

（取扱店の申込）

第 7 条 前項に掲げる対象事業所が取扱店への登録をしようとする場合は、生活支援クーポン券取扱登録申込書（別記様式第 1 号）（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (2) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得している写し
- (3) 令和 6 年度の村税等や村が徴収する各種料金において滞納がないことを証する書類、ただし分割納付誓約書を提出した場合はその限りではない
- (4) 振込先通帳の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 村長は村が保有する前項第 2 号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略することができる。

（取扱店の遵守事項）

第 8 条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 特定取引において生活支援クーポン券の受取を拒まないこと
- (2) 生活支援クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと
- (3) 使用済み生活支援クーポン券を再使用または他人に譲渡しないこと
- (4) 使用期間が過ぎた生活支援クーポン券を受け取らないこと
- (5) 生活支援クーポン券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないこと
- (6) その他村長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為、関係法令違反をしないこと

（取扱店登録の取消し）

第 9 条 村長は、取扱店において、第 7 条の規定により提出された申込書に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該生活支援クーポン券取扱店の登録を取り消すと同時に取扱店名を公表し、本事業に損害を生じさせた場合は賠償の責を負うものとする。

（生活支援クーポン券の換金手続き）

第 10 条 取扱店は、第 3 条第 4 項に規定された使用期間内の特定取引において生活支援クーポン券を受け取った場合、村長に対し、生活支援クーポン券請求書（別記様式第 3 号）により換金を請求するものとする。

2 前項の請求は、村が生活支援クーポン券を交付した日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日までに提出しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。